

# 令和5年度久留米市消防団管理システム構築業務 仕様書

## 1. 概要

- (1) 業務の名称  
久留米市消防団管理システム
- (2) 業務の目的  
本業務は、久留米市消防団員の情報管理、出動報酬等支給関係のシステムを構築するとともに、LGWAN-ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）サービスの利用によって、円滑なシステム運用を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容
  - ア システム構築
  - イ システムへのデータ移行
  - ウ 操作研修
  - エ 運用及び保守
- (4) システムの稼働  
システムの稼働は、令和5年8月1日からとする。  
システム稼働までに、業務内容イ及びウを完了させること。
- (5) 運用及び保守期間  
令和5年8月1日から令和6年3月31日

## 2. システム要件

久留米市消防団管理システムの構築の際、下記の要件を満たすシステムを導入すること。

- (1) 団員情報管理
  - ①氏名、フリガナ、階級、担当、所属等各種検索条件による絞込み検索ができること。
  - ②検索結果に対し、辞令書の出力ができること。
  - ③検索結果に対し、団員別出動データ一覧の出力ができること。
  - ④団員情報の新規追加、更新、削除ができること。
  - ⑤団員個人単位に消防履歴（所属、階級、入団月日、退団月日、在職期間）の管理ができること。
  - ⑥消防履歴の管理としては、階級の昇格、降格含め各階級の在職期間の管理ができること。また、除算期間（一時的に退団している時期）も考慮されていること。
  - ⑦団員個人単位に表彰歴（表彰名、受章日）の管理ができること。
  - ⑧団員個人単位に口座情報（退職金支給口座、出動報酬・手当支給口座、年額報酬支給口座をそれぞれ管理）、遺族情報（遺族名、続柄、住所、連絡先等）の管理ができること。
  - ⑨団員個人単位の団員台帳の出力ができること。
  - ⑩団員個人単位の辞令書の出力ができること。
  - ⑪団員個人単位の出動データ一覧が出力できること。
- (2) 統計資料出力
  - ①年齢別階級別消防団員表の出力ができること。
  - ②年齢所属別消防団員表の出力ができること。
  - ③職業構成別状況表の出力ができること。
  - ④消防団員出動状況表の出力ができること。
  - ⑤年齢別消防団員表の出力ができること。
  - ⑥階級別勤続年数表の出力ができること。

- ⑦消防団の組織概要の出力ができること。
- ⑧所属単位の実員表（所属別階級別団員表）の出力ができること。
- (3) 団員出動データ管理
  - ①団員出動データとして、所属、担当、出動種別、出動日、出動報酬費目等検索における絞り込みができること。
  - ②検索条件に該当する検索結果が一覧表示されること。
  - ③検索結果に基づく出動データ一覧表の出力ができること。
  - ④団員出動データの新規登録、更新、削除ができること。
  - ②団員出動情報としては、登録番号として出動単位に一意のコードが付番されること。
  - ③団員出動情報として、所属単位に団員の絞り込みができ、出動者の登録ができること。
  - ④出動詳細としては、出動日、出動統計、出動種別、区域、出動内容、備考の登録ができること。
  - ⑤出動者明細については、出動報酬費目、出動開始時間、終了時間、時間数、出動報酬額、出動手当費目、出動手当額、出動手当摘要の登録ができること。
  - ⑥出動内容一覧として、類似した情報が一覧表示され、入力の特略化ができること。
  - ⑦団員情報については、所属に属する団員が一覧表示され選択できること。
  - ⑧必須項目については、エラーチェックされること。
  - ⑨対象期間（出動期間）を選択し、一括入力用のEXCELシートの出力ができること。
  - ⑩出動データ入力シートで出動データの一括登録ができること。
  - ⑪再取込の際は、前回内容（所属、出動日、出動種別、出動内容が同一のデータ）に上書き登録されること。
- (4) 報酬・手当計算
  - ①出動データとして登録されている情報をもとに、災害出動1日8,000円、災害以外の出動1日4,000円を超える部分を課税額とし、出動報酬・手当と源泉徴収税額（源泉徴収税額表月額表の乙欄に準ずる）の計算ができること。
  - ②年度内で指定された範囲に分割した出動報酬・手当計算ができること。
  - ③既に計算された期間において、漏れが発生した場合は、漏れていた対象者分のみ計算されること。
  - ④出動報酬について、課税部分については月額表の乙欄に準じ源泉徴収税額の計算が行われること。  
また、交通費等の出動手当については、課税されないこと。
  - ⑤出動報酬・手当対象者のチェックリストが出力できること。
  - ⑥出動報酬・手当計算結果として、支払表の出力ができること。
  - ⑦出動報酬・手当計算結果として、明細表の出力ができること。
  - ⑧出動報酬・手当用の委任状の出力ができること。
  - ⑨団員の在職期間（除算期間考慮）、階級異動を考慮して年額報酬の計算ができ、50,000円（費用弁償とみなす金額）を超える報酬が発生した時点で、源泉徴収税額表月額表の乙欄に準じて税額の計算ができること。
  - ⑩年度内で指定された範囲に分割した年額報酬計算（所得税を差し引いた）ができること。
  - ⑪機能別団員に対する個別報酬額（準則階級とは別の報酬額）、消防音楽隊等に対する加算額の設定ができること。また、報酬額に対する控除額の計算もできること。
  - ⑫年額報酬計算時の控除額については、階級別、所属別に任意の金額設定ができること。
  - ⑬年額報酬対象者のチェックリストが出力できること。
  - ⑭年額報酬計算結果として、支払表の出力ができること。
  - ⑮年額報酬計算結果として、明細表の出力ができること。
  - ⑯年額報酬、出動報酬・手当に対し実行結果のリカバリができること。
  - ⑰年額報酬、出動報酬・手当については、全銀協フォーマットによる口座振込データの作成ができること。また、振込通知書の出力ができること。
  - ⑱年額報酬、出動報酬・手当については、汎用的な財務連携用エクセルファイルまたはCSVファイルの出力ができ、財務会計連携用データに必要な科目等の入力ができること。また、

財務連携ファイル作成の必要が無い場合は、非表示にできること。

⑯年額報酬、出動報酬・手当について、源泉徴収票、報酬明細書が団員単位で出力でき、支払明細一覧の出力も可能であること。

(5) 表彰管理

①表彰名については、表彰マスタ登録されている情報が一覧で表示され、選択できること。

②検索結果一覧については、任意に絞込み条件を入力し表示ができること。

③検索結果一覧について、表彰候補者名簿の出力ができること。

④検索結果一覧について、退職報償者推薦名簿（銀杯）の出力ができること。

⑤候補者を選択し、団員個人単位に表彰歴として一括登録ができること。

⑥表彰名として選択された情報に対し、候補者検索時に検索条件の追加ができること。

⑦表彰条件設定にあらかじめ準備されている検索条件としては、階級、勤続、表彰歴の他、入団日、性別、年齢等も考慮された検索条件となっていること。

⑧所属単位の受領表彰、受領年月日、団員実員数の管理ができること。

⑨該当する団体表彰情報の登録ができること。

(6) 退職報償金管理

①退職年度を指定し、該当する退職者の報償金計算ができること。

②検索結果に該当する退職者の請求金額計、証明年月日、請求人数計の情報が表示されること。

③該当する退職者が一覧表示されること。

④退職者一覧に表示されている情報において、該当者を選択し、団員個人の退職金歴情報に一括登録ができること。

⑤退職金計算については、消防基金の退職金計算と同様の機能を有していること。

⑥退職者一覧検索後、パラメータ指定により、退職報償金支払請求書（基金宛）の出力ができること。

⑦退職者一覧検索後、パラメータ指定により、退職報償金支払請求書（組合宛）の出力ができること。

⑧退職者一覧検索後、パラメータ指定により、退職報償金請求内訳書の出力ができること。

⑨退職者一覧検索後、パラメータ指定により、個人別調書の出力ができること。

⑩退職者一覧検索後、パラメータ指定により、退職所得申告書の出力ができること。

⑪退職報償金請求計算後、基金宛の退職報償金ファイルの作成ができること。

⑫消防基金よりダウンロードした退職金支給額表の取込ができること。

⑬前年度と同様の場合、複写のうえ現年度分のデータが複写作成できること。

⑭取込みデータ及び既に登録されている年度を指定する事で、登録されている退職金支給額が一覧表示されること。

(7) マスタメンテ

①消防団基本情報として団体コード、団体名等の情報をマスタ登録できること。

②消防団所属をマスタ情報として登録できること。所属単位の実員数の登録ができること。

③表彰情報をマスタ情報として登録できること。

④金融機関情報をマスタ情報として登録できること。

⑤その他歴、階級、就業、出動種別、出動手当費目、出動統計、職業、被服分類、備品分類、特記事項、区域、出動報酬費目をマスタ情報として登録できること。

⑥報酬手当基本額として、年額報酬に伴う金額をマスタ情報として登録できること。

⑦システム操作する利用者IDをマスタ情報として登録できること。

(8) 共通

①システムとしては、Webシステムであること。

WebシステムはL G W A N - A S Pサービスによって提供されること。

②システムを利用する場合、クライアント端末にはアプリケーションのインストール作業が発生しないこと。（消防基金における退職報償金FD作成変換を除く）

③データ更新時には、更新者、更新日の情報が追跡確認として利用できること。

④帳票においては、二次利用できるようEXCELでの出力となっていること。

- ⑤ 出勤報酬や年額報酬の金額が記載される団員向け通知用帳票については、改ざん防止の為PDF形式で出力されること。
- ⑥ 消防組織法、消防法及び関係法令の改正等に対応していること。
- ⑦ 国及び県より発出された又は今後発出される前号に関連する事務の取扱いに関する通知、通達等に対応していること。

### 3. システムへのデータ移行

現行の退職報償金システムが保有している、久留米市消防団員約6,000名分の次のデータを、システムへ移行すること。

#### (1) 退職報償金システム保有データ

- ア 氏名・生年月日・年齢・電話番号・住所・職業・入団年月日
- イ 消防履歴（階級履歴）
- ウ 退職報償金支給履歴

#### (2) 退職報償金システムの稼働箇所

- ア 久留米市役所総務部防災対策課消防チーム
- イ 久留米市役所田主丸総合支所地域振興課
- ウ 久留米市役所北野総合支所地域振興課
- エ 久留米市役所城島総合支所地域振興課
- オ 久留米市役所三潁総合支所地域振興課

### 4. 操作研修

久留米市役所内で利用職員向けにシステムの操作研修を1回以上実施すること。  
なお、利用者向けの操作マニュアルを作成すること。

### 5. システムの運用

システムを円滑に稼働させてその機能を保持しながらシステムの運用を行うため、以下に例示する内容が行われている環境において運用されていること。

- (1) 定期運用監視及び点検の実施。
- (2) サービスの利用環境、システム機能、操作方法、障害回避方法についての情報提供。
- (3) システム構造上の重大な障害発生時における調査作業。
- (4) システムの停止や障害が発生した場合の復旧作業。
- (5) 不測の事態等の原因によりシステム及びデータ等が破損した場合における復旧作業。
- (6) システムの障害が発生した場合の原因切り分け作業。
- (7) 安定運用のために必要な軽微な機能改良の実施。

### 6. 運用支援

正常かつ最適な運用を維持することを目的として運用支援を行うこと。運用支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 発注者から利用上の問い合わせに対して、必要な電話及び電子メール等による問い合わせ受付を行うこと。
- (2) 運用支援を行う業務日及び時間帯は、年間を通して午前9時00分から午後6時までとし、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、並びに12月29日から1月3日の場合はその翌営業日とする。ただし、緊急時等においては、業務時間外であっても速やかに対応するものとする。

### 7. 報告事項

受注者は、システムに関し不具合が発生したことを確認した場合には、速やかにその旨を発注者に報告し、原因調査及び対策について記載された作業報告を提出するものとする。

## 8 . システムの提供時間

システムの提供時間については、原則として24時間365日停止せずに運用が可能であること。ただし、サービス提供に必要な機器等点検のため、システムを停止しなければならない場合は、急を要する場合を除き、事前に日程調整のうえ停止するものとする。

## 9 . 契約終了時の処理

本サービスの運用において、受託者が運用により得たデータ及び発注者から送信され保存しているデータについては、契約が終了又は解除となり、その契約が更新されない場合で、発注者の指示があるときは、これらのデータを初期化又は抹消すること。

## 10 . 仕様書の疑義

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合には、速やかに協議の上決定するものとする。
- (2) この仕様書に示されていない事項であっても、本サービスが完了するために必要な事項については、受注者の責任において実施すること。

## 11 . 機密保持

- (1) 業務の遂行上、知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 業務遂行のため本市が提供した資料、データ等を本業務以外の目的で使用してはならない。
- (3) 業務における個人情報等の取扱いについては、個人情報保護の重要性を十分認識し、個人の権利、利権を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

## 12 . 特記事項

当該業務の遂行にあたり、暴力団排除に関する事項について次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と履行に関する協議を行うこと。